

# 不安をあおって高額な料金を 支払わせる**点検商法**に**要注意!**

今年度7月末時点で点検商法に関する相談が、前年同期の**3倍**となっており、依然として**増加傾向**にあります。

## 〈相談事例1〉

家の近くで工事をしていたという業者が突然訪問し、「瓦が浮いている。無料点検する。」というので、了承。点検後、「瓦が外れていて、このままでは雨漏りする。」と修繕工事を勧めたので、雨漏りしては困ると思い、50万円の修繕工事を契約した。後日、知人から契約金額が高額だと指摘を受けたので、解約・返金してほしい。(80歳代 女性)

## 〈相談事例2〉

業者から電話で、「給湯器を点検する。」と言ったので、契約している業者と思い、了承した。その後、業者が到着し、点検していくと業者から、「給湯器が古いので買い替えたほうがいい。」と言われ、長年使っていて交換が必要と思ったので、取付費込の24万円で、取替工事の契約をした。家族に高額だと言われたので、クーリング・オフしたい。(年代不明 女性)

## 〈アドバイス〉

- 電話や突然の訪問により点検を持ち掛けてくる業者には、安易に点検を依頼しないようにしましょう。
- 訪問販売に該当する場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。速やかに業者へクーリング・オフを書面または電磁的方法により通知しましょう。
- 不安に思った場合は、消費生活センターに相談しましょう。

無料で点検しますよ



## 消費者ホットライン(局番なし)

**☎188**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所1M階4F】	☎641-9782

※戸畑、門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



みもりん